

各種様式提出先（消防本部予防課予防係）

提出先	管轄区域	様式種別		様式の宛名
消防本部 予防課予防係	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 笠岡市 ◆ 浅口市 (金光町を除く) ◆ 浅口郡里庄町 	<p>【消防用設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防法第7条の同意を要する建築物の申請書類等 ◆ 消防用設備等（特殊消防用設備等）計画書 ◆ 消防用設備等免除申請書 ◆ 工事整備対象設備等着工届出書 ◆ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 ◆ 防火対象物使用開始（変更）届出書 <p>【防火管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防火対象物点検結果報告書 ◆ 防火対象物点検報告特例認定申請書 ◆ 管理権原者変更届出書 ◆ 表示マーク交付（更新）申請書 ◆ 表示制度対象外施設申請書 ◆ 防火管理に関する講習課程修了証明願 ◆ 防火管理者の証交付申請書 	<p>【防災管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災管理点検結果報告書 ◆ 防災管理点検報告特例認定申請書 ◆ 防災管理者選任（解任）届出書 ◆ 消防計画作成（変更）届出書 ◆ 自衛消防訓練届出書 ◆ 統括防災管理者選任（解任）届出書 ◆ 全体についての消防計画作成（変更）届出書 ◆ 自衛消防組織設置（変更）届出書 ◆ 管理権原者変更届出書 <p>【火災予防条例・その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防法令適合通知書交付申請書 	笠岡地区消防組合 消防長

※消防用設備等の設置に係る届出等（消防法第7条の同意を要する建築物の申請書類等、消防用設備等（特殊消防用設備等）計画書、消防用設備等免除申請書、工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、防火対象物使用開始（変更）届出書）の提出先については、延べ面積が1,000㎡以上のもの、地階を除く階数が7以上のもの、危険物許可施設又は特殊構造等の建築物で協議が必要と認められるものは消防本部予防課へ、それ以外の場合は管轄の各消防署へ提出をお願いします。
なお、査察時の指摘事項の改修に伴う相談、届出については、査察実施機関へお願いします。

笠岡地区消防組合消防本部予防課予防係
〒714-0098 岡山県笠岡市十一番町4-3
TEL: 0865-63-7121（予防課直通）
FAX: 0865-63-1740（代表）

各種様式提出先（消防本部予防課危険物係）

提出先	管轄区域	様式種別	様式の宛名
消防本部 予防課危険物係	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 笠岡市 ◆ 浅口市 (金光町を除く) ◆ 浅口郡里庄町 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険物（少量危険物を除く）に係る申請書等 ◆ 煙火（花火）の消費許可に係る申請書等 ◆ 高圧ガス保安法に係る申請書等 ◆ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請書等 	笠岡地区消防組合 管理者

笠岡地区消防組合消防本部予防課危険物係
 〒714-0098 岡山県笠岡市十一番町 4-3
 TEL:0865-63-7121（予防課直通）
 FAX:0865-63-1740（代表）

各種様式提出先（笠岡消防署指導係）

提出先	管轄区域	様式種別		様式の宛名
笠岡消防署 指導係	笠岡市	【消防用設備等】 ◆消防法第7条の同意を要する建築物の申請書類等 ◆消防用設備等（特殊消防用設備等）計画書 ◆消防用設備等免除申請書 ◆工事整備対象設備等着工届出書 ◆消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 ◆防火対象物使用開始（変更）届出書 ◆消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 【防火管理】 ◆防火管理者選任（解任）届出書 ◆消防計画作成（変更）届出書 ◆自衛消防訓練届出書 ◆統括防火管理者選任（解任）届出書 ◆全体についての消防計画作成（変更）届出書	【火災予防条例・その他】 ◆露店等の開設届出書 ◆火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書 ◆煙火（打上げ・仕掛け）届出書 ◆道路（工事・占有）届出書 ◆水道（断・減）水届出書 ◆催物開催届出書 ◆火を使用する設備等の設置届出書 ◆少量危険物貯蔵又は取扱い届出書 ◆指定可燃物貯蔵又は取扱い届出書 ◆少量危険物等貯蔵、取扱タンク（水張・水圧）検査申請書 ◆喫煙等禁止指定の一時解除承認願 ◆火災予防上必要な業務に関する計画提出書 ◆指定洞道等届出書 ◆圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書	笠岡地区消防組合 笠岡消防署長

※消防用設備等の設置に係る届出等（消防法第7条の同意を要する建築物の申請書類等、消防用設備等（特殊消防用設備等）計画書、消防用設備等免除申請書、工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、防火対象物使用開始（変更）届出書）の提出先については、延べ面積が1,000㎡以上のもの、地階を除く階数が7以上のもの、危険物許可施設又は特殊構造等の建築物で協議が必要と認められるものは消防本部予防課へ、それ以外の場合は管轄の各消防署へ提出をお願いします。

なお、査察時の指摘事項の改修に伴う相談、届出については、査察実施機関へお願いします。

笠岡地区消防組合笠岡消防署指導係
〒714-0098 岡山県笠岡市十一番町4-3
TEL:0865-63-7119（代表）
FAX:0865-63-0141（代表）

各種様式提出先（鴨方消防署指導係）

提出先	管轄区域	様式種別		様式の宛名
鴨方消防署 指導係	◆浅口市 (金光町を除く) ◆浅口郡里庄町	【消防用設備等】 ◆消防法第7条の同意を要する建築物の申請書類等 ◆消防用設備等（特殊消防用設備等）計画書 ◆消防用設備等免除申請書 ◆工事整備対象設備等着工届出書 ◆消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 ◆防火対象物使用開始（変更）届出書 ◆消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 【防火管理】 ◆防火管理者選任（解任）届出書 ◆消防計画作成（変更）届出書 ◆自衛消防訓練届出書 ◆統括防火管理者選任（解任）届出書 ◆全体についての消防計画作成（変更）届出書	【火災予防条例・その他】 ◆露店等の開設届出書 ◆火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書 ◆煙火（打上げ・仕掛け）届出書 ◆道路（工事・占有）届出書 ◆水道（断・減）水届出書 ◆催物開催届出書 ◆火を使用する設備等の設置届出書 ◆少量危険物貯蔵又は取扱い届出書 ◆指定可燃物貯蔵又は取扱い届出書 ◆少量危険物等貯蔵、取扱タンク（水張・水圧）検査申請書 ◆喫煙等禁止指定の一時解除承認願 ◆火災予防上必要な業務に関する計画提出書 ◆指定洞道等届出書 ◆圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書	笠岡地区消防組合 鴨方消防署長

※消防用設備等の設置に係る届出等（消防法第7条の同意を要する建築物の申請書類等、消防用設備等（特殊消防用設備等）計画書、消防用設備等免除申請書、工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、防火対象物使用開始（変更）届出書）の提出先については、延べ面積が1,000㎡以上のもの、地階を除く階数が7以上のもの、危険物許可施設又は特殊構造等の建築物で協議が必要と認められるものは消防本部予防課へ、それ以外の場合は管轄の各消防署へ提出をお願いします。

なお、査察時の指摘事項の改修に伴う相談、届出については、査察実施機関へお願いします。

笠岡地区消防組合鴨方消防署指導係

〒719-0252 岡山県浅口市鴨方町六条院中 2144-1

TEL:0865-44-5119（代表）

FAX:0865-44-5120（代表）